

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
1 そうびき船びき網漁業	機船船びき網漁業	1 そうびき船びき網漁業（小佐々地区）	共同漁業権北共第4号の区域	4月1日から9月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		1 そうびき船びき網漁業（星鹿地区）	共同漁業権北共第7、9号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		1 そうびき船びき網漁業（鷹島地区）	共同漁業権北共第12、13号の区域 ただし、次の区域を除く。 北共第12号のうち、松浦市鷹島町船唐津免依石標識から270度の線並びに同市同町神崎免白海標識から佐賀県唐津市肥前町大ヶ崎突端を結ぶ線以北の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		1 そうびき船びき網漁業（福島地区）	共同漁業権北共第11、13号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		1 そうびき船びき網漁業（松浦地区）	共同漁業権北共第8、9、10、13号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		1 そうびき船びき網漁業（志々伎地区）	1. 平戸市野子町追帆崎と同町頭ヶ島北東端とを結ぶ直線以東の共同漁業権北共第24号の区域 2. 黒嶽鼻と野子町高島東端及びトオガサキとを順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線とによって囲まれた共同漁業権北共第24号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		1 そうびき船びき網漁業（紐差地区）	共同漁業権北共第19、20号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		2 そうびき船びき網漁業	機船船びき網漁業	2 そうびき船びき網漁業（佐世保市南部地区）	共同漁業権南共第72号の区域	10月10日から5月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県佐世保市に住所を有する者
2 そうびき船びき網漁業（針尾地区）	共同漁業権南共第73号の区域			10月10日から5月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象とする	対象とする
2 そうびき船びき網漁業（相浦地区）	共同漁業権北共第1号の区域			12月1日から4月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象とする	対象とする
2 そうびき船びき網漁業（小佐々地区）	共同漁業権北共第4号の区域			12月1日から3月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
2 そうびき船びき網漁業	機船船びき網漁業	2 そうびき船びき網漁業（田平地区）	共同漁業権北共第6号の区域 ただし、平戸市田助町灯明崎と平戸市田平町大瀬崎北端とを結ぶ線、平戸市大崎鼻東端と平戸市田平町青砂崎西端とを結ぶ線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域、平戸市田平町横島西端から真方位180度の線、同市同町横島曲崎南端と同市同町岳崎北東端とを結ぶ線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。	8月25日から5月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		2 そうびき船びき網漁業（生向湾海域）	共同漁業権北共第6号のうち、平戸市田平町青砂崎西端と同市同町唐船鼻突端とを結ぶ線及び最高高潮時海岸線とによって囲まれた区域	8月25日から10月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		2 そうびき船びき網漁業（阿翁浦地区）	共同漁業権北共第12号の区域 ただし、次の区域を除く。 北共第12号のうち、松浦市鷹島町船唐津免俵石標識から270度の線並びに同市同町神崎免白海標識から佐賀県唐津市肥前町大ヶ崎突端を結ぶ線以南の区域	8月25日から4月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		2 そうびき船びき網漁業（松浦地区）	共同漁業権北共第8, 9, 10, 13号の区域	8月25日から5月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		2 そうびき船びき網漁業（星鹿地区）	1. 共同漁業権北共第7号、第9号の区域 2. 共同漁業権北共第17号の区域 ただし、平戸市大久保町イナリ崎と松浦市星鹿町岳崎免津崎鼻を直線で結んだ線以南の区域を除く。 3. 共同漁業権北共第33号の区域 ただし、平戸市大久保町長崎鼻西端と平戸市生月町番岳山頂を直線で結んだ線以南の区域を除く。	8月25日から5月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
2 そうびき船びき網漁業	機船船びき網漁業	2 そうびき船びき網漁業（星鹿、田平地区）	1. 共同漁業権北共第7号、第9号の区域 2. 共同漁業権北共第17号の区域 ただし、平戸市大久保町イナリ崎と松浦市星鹿町岳崎免津崎鼻を直線で結んだ線以南の区域を除く。 3. 共同漁業権北共第33号の区域 ただし、平戸市大久保町長崎鼻西端と平戸市生月町番岳山頂を直線で結んだ線以南の区域を除く。 4. 共同漁業権北共第6号の区域 ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、トの各点を順次結んだ各直線によって囲まれた区域に限る。 イ. 平戸市田平町福崎免長戸鼻突端標識から真方位45度700メートルの地点 ロ. 松浦市御厨町波津崎新波止の元と平戸市田平町福崎免一六の波止の元を結んだ直線の中央とイを結ぶ直線上イから500メートルの地点 ハ. 平戸市田平町福崎免長戸鼻突端標識から真方位45度200メートルの地点 ニ. 平戸市田平町横島免横島東端から真方位48度725メートルの地点 ホ. 平戸市田平町横島免横島西端から真方位0度1000メートルの地点 へ. 平戸市田平町横島免横島西端から真方位0度1500メートルの地点 ト. 平戸市田平町横島免横島東端から真方位48度925メートルの地点	8月25日から5月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		2 そうびき船びき網漁業（鷹島地区）	共同漁業権北共第12、13号の区域 ただし、次の区域を除く。 北共第12号のうち、松浦市鷹島町船唐津免俵石標識から270度の線並びに同市同町神崎免白海標識から佐賀県唐津市肥前町大ヶ崎突端を結ぶ線以北の区域	8月25日から5月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		2 そうびき船びき網漁業（福島地区）	共同漁業権北共第11、13号の区域	8月25日から5月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
2 そうびき船びき網漁業	機船船びき網漁業	2 そうびき船びき網漁業（平戸地区）	<p>1. 共同漁業権北共第17号の区域 ただし、平戸市田助町魚見崎灯台と平戸市田平町大瀬崎北端とを結ぶ線以南の区域を除く</p> <p>2. 共同漁業権北共第6号の区域 ただし、平戸市田助町灯明崎と平戸市田平町大瀬崎北端とを結ぶ線以南の区域、平戸市田平町横島西端から真方位180度の線、同市同町横島曲崎南端と同市同町岳崎北東端とを結ぶ線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く</p> <p>3. 共同漁業権北共第33号の区域 ただし、平戸市大久保町長崎鼻西端と平戸市生月町番岳山頂を直線で結んだ線以南の区域を除く</p> <p>4. 共同漁業権北共第7号の区域 ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リの各点を順次結んだ各直線によって囲まれた区域に限る</p> <p>イ 平戸市田平町福崎免長戸鼻突端標識から真方位45度700メートルの地点</p> <p>ロ 松浦市御厨町竜尾川河口西岸標識と平戸市大島村西宇戸大賀鼻標識を結ぶ直線上の松浦市御厨町竜尾川河口西岸標識から1,500メートルの地点</p> <p>ハ 松浦市星鹿町岳崎免津崎鼻標識から真方位270度2,000メートルの地点</p> <p>ニ 松浦市星鹿町青島免青島北西端から真方位270度1,000メートルの地点</p> <p>ホ 松浦市星鹿町青島免伊豆島西端から真方位0度750メートルの地点</p> <p>ヘ 松浦市星鹿町青島免青島北西端から真方位270度500メートルの地点</p> <p>ト 松浦市星鹿町岳崎免津崎鼻標識から真方位270度1,500メートルの地点</p> <p>チ 松浦市御厨町竜尾川河口西岸標識と平戸市大島村西宇戸大賀鼻標識を結ぶ直線上の松浦市御厨町竜尾川河口西岸標識から1,100メートルの地点</p> <p>リ 平戸市田平町福崎免一六の波止の元と松浦市御厨町波津崎新波止の元を結ぶ直線の中央と、イを結ぶ直線上イから500メートルの地点</p>	8月25日から4月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
2 そうびき船びき網漁業	機船船びき網漁業	2 そうびき船びき網漁業（薄香地区）	1. 共同漁業権北共第33号の区域 2. 共同漁業権北共第17号の区域 ただし、平戸市大久保町イナリ崎と松浦市星鹿町岳崎免津崎鼻を直線で結んだ線以南の区域を除く 3. 共同漁業権北共第6号の区域 ただし、平戸市田助町灯明崎と平戸市田平町大瀬崎北端とを結ぶ線以南の区域、平戸市田平町横島西端から真方位180度の線、同市同町横島曲崎南端と同市同町岳崎北東端とを結ぶ線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 4. 共同漁業権北共第7号の区域 ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リの各点を順次結んだ各直線によって囲まれた区域に限る イ 平戸市田平町福崎免長戸鼻突端標識から真方位45度700メートルの地点 ロ 松浦市御厨町竜尾川河口西岸標識と平戸市大島村西宇戸大賀鼻標識を結ぶ直線上の松浦市御厨町竜尾川河口西岸標識から1,500メートルの地点 ハ 松浦市星鹿町岳崎免津崎鼻標識から真方位270度2,000メートルの地点 ニ 松浦市星鹿町青島免青島北西端から真方位270度1,000メートルの地点 ホ 松浦市星鹿町青島免伊豆島西端から真方位0度750メートルの地点 へ 松浦市星鹿町青島免青島北西端から真方位270度500メートルの地点 ト 松浦市星鹿町岳崎免津崎鼻標識から真方位270度1,500メートルの地点 チ 松浦市御厨町竜尾川河口西岸標識と平戸市大島村西宇戸大賀鼻標識を結ぶ直線上の松浦市御厨町竜尾川河口西岸標識から1,100メートルの地点 リ 平戸市田平町福崎免一六の波止の元と松浦市御厨町波津崎新波止の元を結ぶ直線の中央と、イを結ぶ直線上イから500メートルの地点	8月25日から2月28日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		2 そうびき船びき網漁業（度島地区）	共同漁業権北共第16号の区域	8月25日から2月28日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
2 そうびき船びき網漁業	機船船びき網漁業	2 そうびき船びき網漁業（獅子地区）	共同漁業権北共第29, 30, 34号の区域	8月25日から3月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		2 そうびき船びき網漁業（津吉地区）	共同漁業権北共第21, 22, 27号の区域	9月1日から7月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		2 そうびき船びき網漁業（大島村地区）	共同漁業権北共第14号, 15号の区域	8月25日から2月28日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		2 そうびき船びき網漁業（中野地区）	1. 共同漁業権北共第18号の区域 ただし、平戸市大崎鼻東端と平戸市田平町青砂崎西端とを結ぶ線以北の区域を除く。 2. 共同漁業権北共第32号の区域	8月25日から6月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		2 そうびき船びき網漁業（志々伎地区）	1. 平戸市野子町追帆崎と同町頭ヶ島北東端とを結ぶ直線以東の共同漁業権北共第24号の区域 2. 黒嶽鼻と野子町高島東端及びトオガサキとを順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線とによって囲まれた共同漁業権北共第24号の区域 3. 共同漁業権北共第26号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		2 そうびき船びき網漁業（紐差地区）	共同漁業権北共第19, 20号の区域	8月25日から4月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		2 そうびき船びき網漁業（館浦地区）	共同漁業権北共第32, 34号の区域	8月25日から2月28日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		2 そうびき船びき網漁業（生月地区）	共同漁業権北共第34号の区域	8月25日から2月28日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
囲いさし網漁業	さし網漁業	囲いさし網漁業（佐世保市南部地区）	共同漁業権南共第72、74号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		囲いさし網漁業（針尾地区）	共同漁業権南共第73号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象とする	対象とする
かりさし網漁業	さし網漁業	かりさし網漁業（平戸地区）	共同漁業権北共第17号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする
手繰第2種自家用餌料びき網漁業	小型機船底びき網漁業	手繰第2種自家用餌料びき網漁業（佐世保、相浦地区）	共同漁業権北共第1号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第2種自家用餌料びき網漁業（黒島地区）	共同漁業権北共第2号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第2種自家用餌料びき網漁業（小佐々地区）	共同漁業権北共第4号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第2種自家用餌料びき網漁業（鹿町地区）	共同漁業権北共第5号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第2種自家用餌料びき網漁業（平戸地区）	共同漁業権北共第17号の区域	3月1日から10月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第2種自家用餌料びき網漁業（津吉地区）	共同漁業権北共第21、22、23号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第2種自家用餌料びき網漁業（志々伎地区）	1. 平戸市野子町追帆崎と同町頭ヶ島北東端とを結ぶ直線以東の共同漁業権北共第24号の区域。 2. 嶽鼻と野子町高島東端及びトオガサキとを順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線とによって囲まれた共同漁業権北共第24号の区域。	1月1日から12月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
手繰第3種なまこけた網漁業	小型機船底びき網漁業	手繰第3種なまこけた網漁業（東彼杵地区）	共同漁業権南共第70号の区域	11月1日から2月末日まで	定めなし	15トン未満	長崎県東彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第3種なまこけた網漁業（川棚地区）	共同漁業権南共第71号の区域	11月1日から3月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県東彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第3種なまこけた網漁業（佐世保市南部地区）	共同漁業権南共第72号の区域	11月15日から2月15日まで	定めなし	15トン未満	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第3種なまこけた網漁業（針尾地区）	共同漁業権南共第73号の区域	11月15日から2月末日まで	定めなし	15トン未満	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第3種なまこけた網漁業（佐世保地区）	共同漁業権南共第75、76、77号の区域	12月1日から3月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第3種なまこけた網漁業（相浦地区）	共同漁業権北共第1号の区域	12月1日から3月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第3種なまこけた網漁業（松浦地区）	共同漁業権北共第8、9、10、13号の区域	12月20日から3月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第3種なまこけた網漁業（星鹿地区）	共同漁業権北共第7、8、9号の区域	11月1日から3月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第3種なまこけた網漁業（福島地区）	共同漁業権北共第11、13号の区域	11月1日から3月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第3種なまこけた網漁業（津吉地区）	共同漁業権北共第21、22号の区域	12月1日から3月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第3種なまこけた網漁業（紐差地区）	共同漁業権北共第19、20号の区域	12月1日から3月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
1 そう地びき網漁業	地びき網漁業	1 そう地びき網漁業 (相浦地区)	共同漁業権北共第1号のうち、白馬瀬東端から真方位90度に引いた線、白馬瀬南端から真方位180度に引いた線、白馬瀬南端から真方位180度100mの点から真方位90度に引いた線および最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象としない	対象としない
		1 そう地びき網漁業 (青島地区)	共同漁業権北共第7号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県松浦市に住所を有する者	対象としない	対象としない
		1 そう地びき網漁業 (平戸地区)	共同漁業権北共第17号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市に住所を有する者	対象としない	対象としない
		1 そう地びき網漁業 (中野地区)	共同漁業権北共第18号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市に住所を有する者	対象としない	対象としない
2 そう地びき網漁業	地びき網漁業	2 そう地びき網漁業 (針尾地区)	共同漁業権南共第73号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象としない	対象としない
このしろかりさし網漁業	さし網漁業	このしろかりさし網漁業 (佐世保地区)	ア 共同漁業権南共第75、76、77号の区域 イ 佐世保港第3区のうち、共同漁業権を除く区域 ウ 佐世保市庵ノ浦町米軍給油所倉庫西方の電柱と同市同町盲田山大岩とを結んだ直線によって囲まれた庵ノ浦の区域	8月15日から5月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		このしろかりさし網漁業 (佐世保市南部地区)	ア 共同漁業権南共第72、74号の区域 イ 佐世保港第3区のうち、共同漁業権を除く区域 ウ 佐世保市庵ノ浦町米軍給油所倉庫西方の電柱と同市同町盲田山大岩とを結んだ直線によって囲まれた庵ノ浦の区域	8月15日から5月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		このしろかりさし網漁業 (針尾地区)	ア 共同漁業権南共第73号の区域 イ 佐世保港第3区のうち、共同漁業権を除く区域 ウ 佐世保市庵ノ浦町米軍給油所倉庫西方の電柱と同市同町盲田山大岩とを結んだ直線によって囲まれた庵ノ浦の区域	8月15日から5月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県佐世保市に住所を有する者	対象とする	対象とする
いわしさし網漁業	さし網漁業	いわしさし網漁業 (針尾地区)	ア 西海橋及び針尾橋によって閉ざされた大村湾のうち、共同漁業権を除く区域 イ 共同漁業権南共第73号のうち、西海橋以東の区域	8月1日から1月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県佐世保市、東彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
1 そうごち網漁業	ごち網漁業	1 そうごち網漁業 (南部海域)	次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ各直線、オとカを結んだ直線及び陸岸とによって囲まれた海域のうち共同漁業権の区域を除いた海域 ア 平戸市野子町魚釣崎 イ 平戸市野子町尾上島灯台 ウ 佐世保市俵ヶ浦町高後崎から正西の線と、イと西海市崎戸町平島竜崎を結んだ直線との交点 エ 佐世保市俵ヶ浦町高後崎 オ 平戸市田平町青砂崎 カ 平戸市水垂町京崎曲り崎	3月1日から12月31日まで	漁船法施行規則（平成13年農林水産省令第153号（以下、「新規則」という。））の適用を受けて計画出力（単位：キロワット）による表示を行う船舶については110キロワット以下で、新規則附則第2条により旧漁船法施行規則（平成9年農林水産省令第37号（以下、「旧規則」という。））に基づく馬力数（計算式＝ $C D^2 N$ ）が適用される船舶については35馬力以下で申請があった推進機関の馬力数	5トン未満	長崎県佐世保市、平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
1 そうごち網漁業	ごち網漁業	1 そうごち網漁業 (西部海域)	次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ各直線、オとカを結んだ直線及び陸岸とによって囲まれた海域のうち共同漁業権の区域を除いた海域 ア 平戸市生月町大バエ鼻灯台 イ アから正西の線上アから12,500メートルの点（北緯33度26分18秒、東経129度17分46秒） ウ 平戸市野子町魚釣崎と北松浦郡小値賀町野崎島北端を結んだ直線上平戸市野子町魚釣崎から7,000メートルの点 エ 平戸市野子町魚釣崎 オ 平戸市主師町呼崎 カ 平戸市生月町潮見鼻	3月1日から12月31日まで	漁船法施行規則（平成13年農林水産省令第153号（以下、「新規則」という。））の適用を受けて計画出力（単位：キロワット）による表示を行う船舶については110キロワット以下で、新規則附則第2条により旧漁船法施行規則（平成9年農林水産省令第37号（以下、「旧規則」という。））に基づく馬力数（計算式＝ $C D^2 N$ ）が適用される船舶については35馬力以下で申請があった推進機関の馬力数	5トン未満	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
1 そうごち網漁業	ごち網漁業	1 そうごち網漁業 (北部海域)	<p>(ア) A区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コの各点を結んだ各直線と陸岸とによって囲まれた海域のうち共同漁業権の区域を除いた長崎県の海域 ア 松浦市星鹿町津崎鼻 イ 松浦市星鹿町青島南端 ウ 松浦市鷹島町阿翁浦免阿翁崎鼻 エ ウと壱岐市郷ノ浦町細崎を結んだ直線と、福岡県糸島市烏帽子島と平戸市大島村二神島北端を結んだ直線との交点 オ 平戸市大島村二神島北端 カ 平戸市大島村小二神島頂上 キ 平戸市生月島西端正北の線と佐賀県唐津市鎮西町馬渡島番所の辻頂上と力を結んだ直線の延長線との交点 ク 平戸市生月島西端正北の線と平戸市度島北端と平戸市大島村西端を結んだ直線の延長線との交点 ケ 平戸市大島村長崎鼻と佐賀県唐津市鎮西町馬渡島尾崎鼻を結んだ直線と、平戸市田平町大瀬崎と壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線との交点 コ 平戸市田平町大瀬崎</p> <p>(イ) B区域 次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んでアに至る各直線によって囲まれた区域 ア 平戸市度島大田崎西端と平戸市大島村馬ノ頭鼻西端を結んだ直線の延長線と、佐賀県唐津市鎮西町馬渡島番所の辻頂上と平戸市大島村小二神島頂上を結んだ直線の延長線との交点 イ 平戸市度島大田崎西端と平戸市大島村馬ノ頭鼻西端を結んだ直線の延長線と、佐賀県唐津市肥前町向島北端と平戸市大島村小二神島頂上を結んだ直線の延長線との交点 ウ 佐賀県唐津市肥前町向島北端と平戸市大島村小二神島頂上を結んだ直線の延長線上同市同村小二神島頂上から21,000メートルの点 エ 佐賀県唐津市鎮西町馬渡島番所の辻頂上と平戸市大島村小二神島頂上を結んだ直線の延長線上同市同村小二神島頂上から20,000メートルの点</p> <p>(ウ) C区域 次のア、イ、ウの各点を順次結んでアに至る各直線によって囲まれた区域 ア 平戸市生月島西端正北の線と佐賀県唐津市鎮西町馬渡島番所の辻頂上と平戸市大島村小二神島頂上を結んだ直線の延長線との交点 イ 佐賀県唐津市鎮西町馬渡島番所の辻頂上と平戸市大島村小二神島</p>	<p>(ア) A区域 3月1日から12月31日まで</p> <p>(イ) B区域 9月1日から11月30日まで</p> <p>(ウ) C区域 3月1日から4月30日まで 8月1日から12月31日まで</p>	<p>漁船法施行規則(平成13年農林水産省令第153号(以下、「新規則」という。))の適用を受けて計画出力(単位:キロワット)による表示を行う船舶については110キロワット以下で、新規則附則第2条により旧漁船法施行規則(平成9年農林水産省令第37号(以下、「旧規則」という。))に基づく馬力数(計算式=C D² N)が適用される船舶については35馬力以下で申請があった推進機関の馬力数</p>	5トン未満	長崎県平戸市、松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
			頂上を結んだ直線の延長線上同市同村小二神島頂上から20,000メートルの点 ウ 平戸市生月島西端正北の線と、佐賀県唐津市鎮西町松島南端と同県同市同町馬渡島北端を結んだ直線の延長線との交点						
1 そうごち網漁業	ごち網漁業	1 そうごち網漁業 (大村湾海域)	次のア、イを結んだ直線、ウとエを結んだ直線及び陸岸とによって囲まれた海域のうち共同漁業権の区域を除いた海域 ア 西海市西彼町魚釣崎 イ 佐世保市針尾東町明星崎 ウ 佐世保市指方町赤子波止付根 エ 佐世保市長畑町大村波止付根	3月1日から11月30日まで	推進機関の馬力数は、漁船法施行規則（平成13年農林水産省令第153号）の適用を受けて計画出力（単位：キロワット）による表示を行う船舶については52キロワット以下で、新規則附則第2条により旧漁船法施行規則（平成9年農林水産省令第37号）に基づく馬力数（計算式＝ $C D^2 N$ ）が適用される船舶については20馬力以下で申請があった推進機関の馬力数	5トン未満	長崎県佐世保市、東彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
1 そうまきとびうお、さんま、しいらまき網漁業	中型まき網漁業	1 そうまきとびうお、さんま、しいらまき網漁業	佐世保市高後崎以北の佐世保市、平戸市、松浦市及び北松浦郡の地先海面。但し伊万里湾を除く。	8月1日から2月末まで	定めなし	5トン以上	長崎県佐世保市、松浦市、平戸市及び北松浦郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
1 そうまきとびうお、さんま、しいらまき網漁業	小型まき網漁業	1 そうまきとびうお、さんま、しいらまき網漁業	佐世保市高後崎以北の佐世保市、平戸市、松浦市及び北松浦郡の地先海面。但し伊万里湾を除く。	8月1日から2月末まで	定めなし	5トン未満	長崎県佐世保市、松浦市、平戸市及び北松浦郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
延縄式あなごかご漁業	かご漁業	延縄式あなごかご漁業	佐世保市高後崎以北の佐世保市、平戸市、松浦市及び北松浦郡の地先海面とする。ただし、伊万里湾を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県佐世保市、平戸市及び北松浦郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
		延縄式あなごかご漁業（松浦地区）	佐世保市高後崎以北の佐世保市、平戸市、松浦市及び北松浦郡の地先海面とする。	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
延縄式かご漁業	かご漁業	延縄式かご漁業	佐世保市高後崎以北の佐世保市、平戸市、松浦市及び北松浦郡の地先海面とする。ただし、伊万里湾を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	10トン未満	長崎県佐世保市、平戸市及び北松浦郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
		10トン以上15トン未満	長崎県佐世保市、平戸市及び北松浦郡に住所を有する者			対象とする	対象とする		
		延縄式かご漁業（松浦地区）	佐世保市高後崎以北の佐世保市、平戸市、松浦市及び北松浦郡の地先海面とする。	1月1日から12月31日まで	定めなし	10トン未満	長崎県松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
三重さし網漁業	固定式さし網漁業	三重さし網漁業	<p>佐世保市高後崎以北の佐世保市、平戸市、松浦市、及び北松浦郡の地先海面とする。ただし、次の海域を除く。</p> <p>(1) 大村湾 (規則第39条に定める海域)</p> <p>(2) 伊万里湾 (規則第39条に定める海域)</p> <p>(3) 生月湾 (平戸市生月町大碇鼻から同市大島村馬ノ頭鼻、同市度島町曲崎(ハイキノ鼻)を経て同市大久保町長崎鼻に至る線と同市白石町呼崎から同市生月町潮見鼻に至る線及び最高高潮時海岸線とによって囲まれた海域)</p> <p>(4) 五島列島西海岸のうち、次の各点、ア、イ、ウ、エ、オを順次結んだ各直線及びオの線から真西に引いた直線以南の海域</p> <p>ア 南松浦郡新上五島町津和崎突端から真方位0度 1,000メートルの点</p> <p>イ 南松浦郡新上五島町津和崎突端から真方位270度 1,500メートルの点と北松浦郡小値賀町ネボシマ鼻から真方位180度1,000メートルの点を結んだ直線の間点</p> <p>ウ 北松浦郡小値賀町黒瀬と南松浦郡新上五島町仲知小島を結んだ直線の間点とイの点とを結んだ直線の延長線と北松浦郡小値賀町広曾根の共同漁業権(北共第38号)の外郭線から真南に2,000メートルの地点を通過する東西の線との交点</p> <p>エ 北松浦郡小値賀町平島南端と南松浦郡新上五島町祝言島西端を結んだ直線の間点</p> <p>オ 北松浦郡小値賀町白瀬と南松浦郡新上五島町串島北西端を結んだ直線の間点</p> <p>(5) 高麗曾根最浅部(北緯33度6.8分、東経128度42.7分の点)を中心とする半径3,700メートルの円周によって囲まれた区域</p> <p>(6) 共同漁業権の区域</p>	9月13日から8月12日まで	定めなし	定めなし	長崎県佐世保市、平戸市及び北松浦郡に住所を有する者	対象とする	対象とする

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
三重さし網漁業	固定式さし網漁業	三重さし網漁業（松浦地区）	<p>佐世保市高後崎以北の佐世保市、平戸市、松浦市、及び北松浦郡の地先海面とする。ただし、次の海域を除く。</p> <p>(1) 大村湾（規則第39条に定める海域）</p> <p>(2) 生月湾（平戸市生月町大箸鼻から同市大島村馬ノ頭鼻、同市度島町曲崎（ハイキノ鼻）を経て同市大久保町長崎鼻に至る線と同市白石町呼崎から同市生月町潮見鼻に至る線及び最高高潮時海岸線とによって囲まれた海域）</p> <p>(3) 五島列島西海岸のうち、次の各点、ア、イ、ウ、エ、オを順次結んだ各直線及びオの線から真西に引いた直線以南の海域</p> <p>ア 南松浦郡新上五島町津和崎突端から真方位0度 1,000メートルの点</p> <p>イ 南松浦郡新上五島町津和崎突端から真方位270度 1,500メートルの点と北松浦郡小値賀町ネボシマ鼻から真方位180度1,000メートルの点を結んだ直線の間接点</p> <p>ウ 北松浦郡小値賀町黒瀬と南松浦郡新上五島町仲知小島を結んだ直線の間接点とイの点とを結んだ直線の延長線と北松浦郡小値賀町広曾根の共同漁業権（北共第38号）の外郭線から真南に2,000メートルの地点を通過する東西の線との交点</p> <p>エ 北松浦郡小値賀町平島南端と南松浦郡新上五島町祝言島西端を結んだ直線の間接点</p> <p>オ 北松浦郡小値賀町白瀬と南松浦郡新上五島町串島北西端を結んだ直線の間接点</p> <p>(4) 高麗曾根最浅部（北緯33度6.8分、東経128度42.7分の点）を中心とする半径3,700メートルの円周によって囲まれた区域</p> <p>(5) 共同漁業権の区域</p>	9月13日から8月12日まで	定めなし	定めなし	長崎県松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする
延縄式つば漁業	たこつば漁業	延縄式つば漁業（佐世保海域）	<p>次のア、イ、ウ、エ、オの各点を順次結んだ各直線とカ、キを結んだ直線及び陸岸とによって囲まれた海域及び佐世保湾（佐世保市崎辺町大森鼻と西海市西海町丸崎鼻西端とを結んだ直線以西の海域を除く）。ただし共同漁業権の区域を除く。</p> <p>点ア 佐世保市俵ヶ浦町高後崎</p> <p>点イ 西海市大島町大島鼻（牛ヶ首鼻）</p> <p>点ウ 西海市崎戸町蛸ノ浦島鶴崎</p> <p>点エ 西海市崎戸町大立島灯台</p> <p>点オ 平戸市野子町魚釣崎</p> <p>点カ 平戸市前津吉町坊山崎</p> <p>点キ 佐世保市小佐々町神崎鼻</p>	4月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県佐世保市のうち、小佐々町、鹿町町及び宇久町以外に住所を有するもの	対象とする	対象とする

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
延縄式つば漁業	たこつば漁業	延縄式つば漁業（北松海域）	佐世保市高後崎以北の佐世保市、平戸市、松浦市及び北松浦郡地先海面。ただし共同漁業権の区域を除く。	4月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県佐世保市小佐々町、鹿町町、宇久町、平戸市（生月町以外）、松浦市及び北松浦郡に住所を有するもの	対象とする	対象とする
		延縄式つば漁業（壱岐海区との調整海域）	長崎県北部海区	4月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県平戸市生月町、松浦市に住所を有するもの	対象とする	対象とする
うき敷網漁業	敷網漁業	うき敷網漁業	佐世保市高後崎以北の佐世保市、平戸市、松浦市及び北松浦郡の地先海面とする。但し、次の海域を除く。 ①☒村湾（規則第39条に定める海域） ②☒万里湾（規則第39条に定める海域） ③☒月湾（平戸市生月町大濬鼻から同市大島村馬ノ頭鼻、同市度島町ハイキノ鼻を経て同市大久保町長崎鼻に至る線と、同市白石町呼埼から同市生月町潮見鼻に至る線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面）	7月1日から12月31日まで	定めなし	10トン未満	長崎県佐世保市、平戸市及び北松浦郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
		うき敷網漁業（松浦地区）	佐世保市高後崎以北の佐世保市、平戸市、松浦市及び北松浦郡の地先海面とする。但し、次の海域を除く。 ①☒村湾（規則第39条に定める海域） ②☒月湾（平戸市生月町大濬鼻から同市大島村馬ノ頭鼻、同市度島町ハイキノ鼻を経て同市大久保町長崎鼻に至る線と、同市白石町呼埼から同市生月町潮見鼻に至る線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面）	7月1日から12月31日まで	定めなし	10トン以上15トン未満	長崎県松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県北振興局専決許可

現在の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
—	なまこ漁業	なまこ漁業（佐世保市南部地区）	(1) 次の3、へ、ホ、ニの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 (2) 次のハからロに引いた直線とイとロを結ぶ直線と佐世保市ハウステンボス町平戸波止および最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 佐世保市長畑町芳原大村波止付根 基点2 佐世保市長畑町南風の鼻突端標識 基点3 佐世保市江上町平瀬の鼻標識 基点4 佐世保市江上町大島竹ノ下突端標識 点イ 基点1から181度45分200メートルのところ 点ロ 基点2から278度30分685メートルのところ 点ハ 基点2から255度740メートルのところ 点ニ 基点4から37度10分495メートルのところ 点ホ 基点4から5度30分290メートルのところ 点へ 基点3から180度22メートルのところ	1月15日から2月15日まで	定めなし	定めなし	共同漁業権南共第72号の関係地区に住所を有する漁業者であること。	対象としない	対象としない
—	なまこ漁業	なまこ漁業（獅子地区）	共同漁業権北共第29号の区域	12月21日から3月31日まで	定めなし	定めなし	共同漁業権北共第29号の関係地区に住所を有する漁業者であること。	対象としない	対象としない
—	あわび漁業	あわび漁業（獅子地区）	共同漁業権北共第29号の区域	12月21日から9月30日まで	定めなし	定めなし	共同漁業権北共第29号の関係地区に住所を有する漁業者であること。	対象としない	対象としない